

## 第 3 4 回筑後市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和 5 年 4 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 54 分
- 場 所 中央公民館 視聴覚室
- 出 欠 者 出席者 15 名 欠席者 1 名
- 議 事
1. 開 会
  2. 議事録署名人の指名
  3. 付議事案
    - 報告 第 1 号 専決処分について
    - 報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定について
    - 報告 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について
    - 報告 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
    - 報告 第 5 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画の変更について
    - 報告 第 6 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転の取消しについて
    - 報告 第 7 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
    - 議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
    - 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
    - 議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
    - 議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 議案 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - 議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

議案 第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る標準処理期間の設定について

議案 第9号 農業委員会等に関する法律第37条に基づく事務の実施状況の公表について

議案 第10号 筑後市農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について

#### 4. 閉 会 協 議（報告）事項

##### 出席委員（14名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	7 番	成清 輝美
8 番	角 豊明	9 番	中村 浩章
10 番	北原 良輝	11 番	城戸 慎吾
12 番	溝口 弘之	13 番	城戸 孝行
14 番	富安 春二	15 番	古賀 重満
16 番	坂本 好教		

##### 本会議に欠席した農業委員（1名）

6 番 井寺 知江子

##### 会議に出席した事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

##### ○事務局

それでは皆様改めましてこんにちは。（こんにちは）ちょっと時間前ですけども今日はたくさん議案もございますし、始めさせてもらってよろしいでしょうか。それで

は携帯電話をお持ちの方はですね、マナーモードにさせていただきますようお願いします。本総会からですね、一時間に一回休憩をとるということで決めましたので、休憩のタイミングは概ね一時間に一回。議事の進行具合により議長から随時休憩のアナウンスをお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

#### ○議長

皆さん改めてこんにちは。(こんにちは)大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第34回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は6番の井寺知江子委員が欠席でございます。

次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として、できるだけ短時間での総会となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員さんは議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が7件、議案が10件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には9番の中村浩章委員、10番の北原良輝委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願い致します。議案書の1ページをお願い致します。

---

**報告第1号 専決処分について** でございます。

---

表を読み上げます。(異動内容について読み上げにて説明)4名の職員の異動がございましたので、委員の皆様へご挨拶をさせたいと思いますが、入室させてよろしいでしょうか。(はい)それでは入室をさせます。(名簿の順に職員入室、各自より挨拶し退出又は着席)

#### ○議長

それでは引き続き、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の2ページをお願い致します。

---

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定について でございます。  
ます。

---

今回、認定新規就農者として6経営体、8名の方がなられております。(順に読み上げ説明) 新規就農者について、自己紹介の機会を与えたいと思っておりますので入室させてよろしいでしょうか？(はい)(名簿順に入室) それでは自己紹介をお願いします。(自己紹介と一言、順に挨拶) なお、名簿最後の\_\_\_\_さんは、福岡で展示会がやっているということでそちらの方に行かれているということで本日は残念ながら欠席ということでございます。会長の方から一言お願いします。

## ○議長

皆さん方、イチゴなりナスなり作られるわけですが、農業も楽しいことばかりじゃない苦しいこともあるかもしれませんが、将来に向かって一生懸命それぞれの作物の優秀な成績をとられるように一生懸命頑張ってください。(新規就農者退出)

それでは引き続き、報告第3号から第7号について、続けて事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

それでは続きまして、3ページからですね、ご説明致します。

---

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について でございます。  
います。

---

認定農業者に関する報告でございます。今回、再認定された方が5経営体、新規が1経営体、計画の変更が14経営体でございます。また、市をまたぐ農地を所有されている方が県認定となりますが、再認定が次のページですね、1経営体、変更が3経営体となっております。続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

---

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について  
でございます。

---

第1項のみ読み上げます。第1項、所在熊野、田1筆、面積1,751㎡、解約理由は耕作者が病気のためでございます。以降の説明は省略させていただきます。続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

---

報告第5号 農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画の変更について  
でございます。

---

第1項、常用の田2筆でございますが、借人が法人\_\_\_\_\_から、法人\_\_\_\_\_へ変更されるものでございます。市が作成する農用地利用集積計画は農業委員会への意見照会がございますので議案となりますが、農用地利用配分計画は推進機構が定めるもので、意見照会はなく通知のみとなっております。よって報告事項とさせて戴いております。続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

---

報告第6号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転の取消しについて  
でございます。

---

令和5年2月総会において承認いただいた、大字鶴田の田5筆でございますが、渡人のご親族からの意向で取り消しされるものでございます。こちらは所有者へ農地が戻るだけでございますので、報告事項となります。続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。9ページですね、失礼しました。9ページをご覧ください。

---

報告第7号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について  
でございます。

---

こちらは、営農型発電で一時転用されている農地の状況報告でございます。第1項、蔵数の畑1筆、23.1㎡でございますが、さつまいもを栽培されている畑で太陽光発電設備を設置されている農地になります。平均的な収量以上がとれておりますので、更

新の際も問題無いと思われます。

続きまして第2項、津島の田1筆、4.77㎡でございますが、飼料作物としてのレンゲを栽培されている農地になります。平均的な収量の85.5%で、80%以上の収量がとれておりますので、こちらも更新には問題無いと思われます。なお、面積が非常に小さいですが、これは耕作できない発電の柱部分だけが一時転用許可の対象となっているためでございます。報告の説明は以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。次に、議案第1号でございますが、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は自己に関する事項については議事に参与することができないこととなっております。したがって、\_\_\_\_委員には退席をしていただきます。

【\_\_\_\_委員 退室】

それでは議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、議案書の10ページをお願い致します。

---

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

---

第1項、氏名、\_\_\_\_、住所、筑後市大字前津、経営形態、茶、面積 562 a、農業労働力、計4名でございます。前津の畑約1反を計画されているための申請となっております。説明は以上です。

#### ○議長

議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。\_\_\_\_委員の入室をお願いします。

【\_\_\_\_委員 入室】

次に、議案第2号第1項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の11ページをお願いいたします。

---

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について  
でございます。

---

第1項、所在、前津、地目、畑1筆、樹園地4筆、面積計の752.52㎡、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、大字前津の\_\_\_\_\_さん、利用目的は梨、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和5年4月28日でございます。受人の\_\_\_\_\_さんは令和3年8月にあっせん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました。第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在、西牟田、地目、田1筆、面積5,222㎡、渡人、西牟田の\_\_\_\_\_さん、受人、同じく西牟田の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米麦、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和5年4月18日でございます。受人の\_\_\_\_\_さんは令和5年3月にあっせん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。(はい)どうぞ。

○委員(5番)

第2項につきまして、少し説明の補足をしたいと思います。\_\_\_\_\_さんは私が所属しております法人にしむたの組合員であります。この件につきましては今年の5月か

ら毎月のように、\_\_\_\_局長には基盤法での所有権移転を要請しておりましたけどなかなか実現しなくて、とうとう昨年12月に農水省の本庁の方に文書を提出して今回実現することになりました。時間の関係もありますから簡単に申しますけど、\_\_\_\_課長補佐は4条5条の転用につきましてはきちんと政令から省令なんかについて施行規則もきちんと説明されますから問題ありませんけど。\_\_\_\_局長はですね、結局ずっと自分の物差しだけで判断をしておられたから、こんなに1年近く遅れたわけです。今回局長さんもお代りになったからですね、やっぱり法令に則ってきちんと対応していただくように今後は要請しておきます。以上です。

○議長

他にございませんか。

○委員（5番）

それとですね。\_\_\_\_さんの借入地が7,462㎡になっておりますけど、実際はゼロなんですよ。これは法人がただ作業委託というか管理をお願いしとるというだけで、利用権は法人にしむたにありますから、ここはゼロということになりますから。それだけは付け加えておきます。

○委員（4番）

ちょっとよかですか。（はい、どうぞ）よく分かりませんが、その委託してある管理、法人\_\_\_\_が借りてある分を個人、個人じゃなくてこの\_\_\_\_さんが7,462㎡管理されるわけですかね。

○委員（5番）

いや、もう実際に\_\_\_\_さんは構成員・組合員だから、法人が約40町ありますからその内の一部分、7,462㎡を\_\_\_\_さんが（借入ですね）作業管理ですね。

○議長

分かりました。

○委員（11番）

すると、上の経営から引かれるということですね。（そういうことですね）縦の計の8,000が違うってことでしょうか。（そういうことです）

○委員（5番）

実際に自作してあるのは1,049㎡だけです。

○議長



他にありませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号第2項について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書12ページをお願いいたします。

---

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について  
でございます。

---

利用権設定は33ページの24項までと34、35ページの変更2項でございますが、第1項のみご説明をいたします。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字長浜、地目、田1筆、面積1,647㎡、利用権は使用貸借、貸人、長浜の\_\_\_\_\_さん、借人、同じく長浜の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米、期間は3年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は36ページをお願いいたします。今回、括弧書きの中間管理事業分はございません。左上の「総計」でございます。田73件、面積、286,695.80㎡、畑3件、面積、7,663㎡、合計76件、面積294,358.80㎡でございます。新規・再設定別では、新規12件、再設定、64件。通年・期間借地の別では、通年73件、期間借地3件。小作料納入別は、金納64件、物納8件、耕起代掻2件、使用貸借2件でございます。右の表をご覧ください。貸借期間別でございますが、1年が1件、2年1件、3年3件、4年1件、5年56件、6年と8年が各1件、10年が11件、11年が1件となっております。3年では1件が受人の年齢が高齢のため、その他は、5年又は10年に合わせるため、他は別の利用権と期間を合わせるためとなっております。議案第3号の説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終了しました。議案第3号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

### ○委員（1番）

議案のですね、21ページ。項目の11のところでは貸人が\_\_\_\_\_さんで借人がさんとなっておりますが、この\_\_\_\_\_さんっちゃ確か新規で始められた方だろうと思います。一か所は私の地元のところで梨の跡地を借りてあるんですがもう3、4年全然作られてないですもんね。管理も要請せんと草刈りにも来られない状況の方が今度新たにこういう風に借りられたときにどういう風な管理指導をですね、農業委員会として仮にしたときにされるのかお尋ねしたいと思います。ちょっと迷惑しとつとですよ、全然草刈りにも来らっしゃれんちゅうとこを許可したら結局本人さんが作らんで放置したちゅう状態じゃちょっと問題だろうと思いますんで。私はこの方のところには1年ぐらい次の申し出があったっちゃ不許可ちゅうか保留するって言った経過があるとですよ。去年の12月くらいに。そげん言うとなら12月には草刈りには一応来てあるけれども、言わんとせん。一昨年そういう状態にして、去年もまた言わんとされない状態ですから、そういう方に借りられるちゅうともいいわけですけど、作らないのに管理もしないちゅう方にこういうとを許可するのはどうかなあとと思いますんで、意見として、皆さんの意見を聞いていただきたいと思います。

### ○議長

\_\_\_\_\_さんちゅう人が全然管理ばせらっしゃれん？

### ○委員（1番）

そうです。2か所あるとでしょ。中折地のとこと別のとこと。（そして新たにまたせらっしゃると）そしてこんだ新たにまたこの高江んとこば借りよっしゃるけん、こんだそういう風に借りて放置せらっしゃるごたるなら近所が迷惑になるじゃなかですか。そこらへんで現実的に今借り入れて管理もしよっしゃない方に貸すのがいかなものかちゅうとこですね。

### ○事務局

\_\_\_\_\_委員からありました。一緒にですね、耕作放棄地調査のときにも\_\_\_\_\_委員と昨年ですね回りまして、その話を聞いて\_\_\_\_\_さんの方に管理が不適切といいますか、とやることですね農政課の方を通じて話をし、先程言われましたように少し遅れて管理を少しされたというところがございます。まずは現在借り入れてあるところがどうかと言うところをまた再度確認をしまして、その後にもうされないと言うことであれば基本的にはまず今借りてあるところをきちんとしてもらう、というのが一番だろ

うという風に思います。ですので現地確認をしまして適正な指導をさせていただきたいという風に思っております。

○委員（1番）

そういう風にしてない人にまた貸し出すちゅうのを許可するのがですね、いかななものかっていう話だけです。（はい）3年前からそういう話をしよって、そげん状況でしようが。今回もしたっちゃあまた放置で管理を十分にされんごたるならですね、貴重な人材やろうばってん。新規就農の。

○委員（11番）

あの、いいですか。（はい）ぶどう屋さんで話を聞いてた分で多分\_\_\_さんともう一人の方で、資金繰りで資金を借りてたなを作りハウスを建てるっていう段階には入ってると思うんで、その準備、待ってあるのかなと。苗は植わってます？今年（ぶどうの苗？）うん。（何が）ぶどうの苗は植わっている？（植わっちゃないよ）まだ植わってない（ここは）はい。

○委員（1番）

もう一人の\_\_\_さんのところはもうハウスまで建てきちんとなつとっちゃん。もう一か所の方はまだしてないけん、そのしてないとはよかったい。ばってん草が荒れ放題でじゃん、隣の農地まで出とる。そういう管理放置ばしよるなかで

○委員（11番）

\_\_\_さんもぶどう園を借りてありますよね。（あ、ぶどう園）今植わっているところをそのまま引き受けてあるんじゃないかと思います。（そんならぶどうは植わつとりたい）

○委員（1番）

ここは梨のところです。（ここは梨んところ？）（え？）今度植えるところがぶどうば作るとであって、もともと借りちゃつとは梨園のとこやん。（まだ植えてないと？）植えてなかやん。（高江じゃなか）高江は知らんですよ。

○委員（11番）

いや、高江の話。

○委員（1番）

高江やなくて、今の中折地がそう言う状態で管理をしてない人に貸すちゅうのがどうかちゅうことを提案しよるだけであって、この問題じゃなかです。この人がこ

ういう放置をしよる人に対してどうかちゅうことば言よっとです。

○議長

前んところがよとなつたらんとにまた新たに貸すちゃどういうことかって言よっと。

○委員（11番）

これはすぐ収入になる畑かなど。（この物件はね）

○委員（1番）

この物件そのよりも人、人間性のこつば言よると。（はい）

○議長

はい。どうぞ。

○委員（13番）

今事務局の方から、前の借りてあるところを確認するという意見が出とりましたけど、それを確認した時点でこっちも判断をして、この物件に対してはちょっと保留かなんかにしとったらどげんですかね。

○議長

どうぞ。

○委員（5番）

許可の基準というのが自ら耕作して効率的に耕作すると言うのが許可の条件でしょうからね。\_\_\_委員も言っておられたようにやっぱりそこらへんの基本的なことをきちんと\_\_\_さんに伝えて、そうじゃないとやっぱり許可は駄目ですよって言うことははっきり告げなければいけないと思いますからですね。逆にすぐ駄目じゃなくて、ワンクッションおいて指導というか勧告というかそういうのをやった方がいいと思います。

○委員（8番）

よかですか。（はい、どうぞ。）自分の意見ですけど、そういう\_\_\_さんが言わしやったことがあるならですね。やっぱり先程\_\_\_委員も言わしやった保留とか、事務局から言ってから改善というかそういうのば、念書まで書かしてもらうとかそげなつじやなかばってん、そういうことば言ってからまた審議にかけますとかそういう風にした方が、一回するやつはずっとずっとやなかやかとも思うとですよ。そういう意思がないけん、ほったらかしたりもせらっしゃつとやろうと思うとですよ。そこらへんを慎重にしてもらった方がいいのかなと思います。

## ○事務局

条件を付して許可をしていただくのか、先程言っていた今回のが\_\_\_委員さんが言われるように適正ではないと、前のやつがですね。今度のやつは先程\_\_\_委員さんからもあったようにすぐ使えるのかなという感じがしますが、\_\_\_委員さんも言われたように、今までがその状況があってまたそういう状況が陥ることがですね、想像できるというか、そういうことになってですね、まあ本人さん頑張っているんですけども、どうしてもそういう感じになってしまうので、その辺については農業委員さん各自でどんな風にしたら良いのか決めていただければというふうに思います。

## ○議長

他にございませんか。どうぞ。

## ○委員（13番）

こげんかこつは今からでも多分出てくる可能性充分あると思うんですよ。そいけんで、この農業委員会の中でもさっきも言いましたように、前の物件がぴしゃっと出来んならもう許可せんなら許可せんちゅう判断じゃなかばってんですね、そこをぴしゃっと決めとつても良いんじゃないかと思うんですけど。

## ○委員（4番）

よかですか。

## ○議長

はい。

## ○委員（4番）

\_\_\_委員が言われたように再々言われてまだ放置してあるもんか、一回言われて放置してあるもんか、そのへんは分からんでしょうね。

## ○委員（1番）

過去2年は1年に一回やっと言うて切りに来てあっですよ。(ああ)言わんと切らない。(ああ)1年目はそれでよかったばってん、2年目も全然そういう状態でもう切らんならばどうしようもないって話ばしてまた切ってもらったと。そういうふうに全然まだ暫く、さっき\_\_\_委員が言ったごつ資金の関係で作られんなら作られんでやむを得んでよかったですよ。ばってん借りた以上はちゃんと除草、畦畔の部分くらい最低し

でもろとかんと近所迷惑になるわけですよ。そういう認識がない人に借り手があるけんってじゃんじゃん貸よっても、結局うちのところに借りてある部分は資金の関係で作られんから借りぎりで新しくパッと作れるところばまた借りて作るちゅう形でいくと、ずっとそういう形でいかれると今借りてあるところは借りたままでそのまま放置される可能性があるわけですよ。こういう部分も農業委員会としてですよ、5年以内に作付が実際借り入れして、してあるのかとか全くしてない状態なのかちゅう確認ば全然委員会としてしてないでしょうが。こういう3条でしたときやんけん、米麦大豆やったら大体作ってある作ってないっていうのが分かるけど、果樹関係やったらそういう現場ば見に行くとかはないはずやけん、そういう確認も出来ないなかで新たに借地を増やして段々そういう便利のいいところは先にいかっしゃるちゅうことをですね、やることをじゃんじゃん認めていくのがどういふものかって話ですよ。

○委員（4番）

よかですか。

○議長

はい。

○委員（4番）

今、\_\_\_委員が言われたこれを改善してもらってですね、それがでけんようやったら保留じゃなくてストップ。保留ですかね、やっぱ。保留しとかんと前んところが進まんとにまたそういう風でこんだ新しかとこば作っていかっしゃるちゅう状況じゃわるいが取れんと思うばってんなあ。どげん思うですか。

○議長

それが、あの、現地確認を直接しとらんからちゅうことで。

○委員（4番）

現場ば見に行く云々じゃなくて、もう実際そういうふうな改善命令をしていただいとつとにせらっしゃれんてことは、1年に一回するかせんってことは、もう借りるあれがないと思うんですよ、余地が。当たり前のことを言ってそれを改善せろちゅうのが何でそげなこつばせやんかちゅうかんじに思っているならば、尚更今度新しく借りてあつとこが綺麗になつとつても、そういう風にまたなる可能性があるからまだストップをかけとかんじやいかんでしょうかと思ひますばってん。

（地域に迷惑かけつとはいかんでしょうね。）

○事務局

そうですね。大原則的な部分だろうと思います。

○委員（４番）

もう一つ。そいか本人がここに来ていただいて納得していかれるか、こちらから意見を出してこういう風をお願いしますっていうことをせんこつには、いつまで経っても先に進まんと思います。書類ば出してからそれで守らせんとどうされんすもんね。

○委員（２番）

よかですかね。（はい）今事務局が現地確認が出来とらんって言よっでしょうが。でも地元の委員さんが見てきて言よっちょっとやけん。確かじゃなかですかね。現実んこつば言いよってんとやんけん。

暫時休憩

○議長

会議を開きます。他にございませんか。

【質問なし】

無いようでしたらこの１１番の項を外して採決をしたいと思います。第３号議案について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第４号を提案いたします。本日の農地法３条の案件は３件でございます。それでは、第１項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の３７ページをお願いいたします。

---

議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請について でございます。

---

第１項、契約、贈与、所在、蔵数、地目、畑の３筆、面積 3,375 m<sup>2</sup>、渡人、大字蔵数の\_\_\_\_\_さん、受人、同じく蔵数の\_\_\_\_\_さん、親が高齢になられたため子へ贈与されるものでございます。作物は露地野菜でございます。事務局からの説明は以上

でございます。

○議 長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局からの説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、贈与、所在、久恵、地目、田1筆、面積820㎡、渡人、大阪市の\_\_\_\_\_さん、受人、大字久恵の\_\_\_\_\_さん、遠方で耕作できないことから農地の近くに住む身内へ贈与されるものです。受人は法人構成員ですので、許可後に法人と利用権設定され普通作を作付け予定ということでございます。また、経営面積が252㎡となっておりますが、農地法等の一部改正に伴いまして4月1日より下限面積は撤廃となりましたので、面積以外の件でのご審議をお願い致します。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりました。第2項について質問のある方はどうぞお願いを致します。



**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい。第3項、契約、売買、所在、溝口、地目、田2筆、面積 2,752 m<sup>2</sup>、渡人は大字溝口の\_\_\_\_\_さん、受人は上北島の\_\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望でございます。作物は米麦。売買価格は反当たりで約\_\_\_\_\_円でございます。こちらは、受人と利用権設定をされていた農地ですが、売買の話がまとまったため解約して所有権移転されるものです。事務局からの説明は以上でございます。

**○議 長**

次に担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

只今事務局の説明のとおりでございます。価格は反当\_\_\_\_\_でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

**○議 長**

第3項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第5号、農地法第4条の転用を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案書38ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

---

第1項、所在、若菜、地目、田、1筆、面積、18平米、申請人は、東京都町田市の\_\_\_\_\_さん、申請事由、雨水排水路整備となっています。場所の確認をお願いいたします。地図の1P西側の細長いところでございます。4条の1です。

若菜公民館の西、約130mのところ、ご実家のすぐ南になります。(地図により位置説明)こちらの農地区分は、10ヘクタール未満の農地で第2種農地、現在はお住まいになっていませんが、元々、北側が高くなっており、その水路からの流れ込みのところとなっています。南側に排水口があり、こちらに接続する形で雨水排水路として計画されたものです。敷地拡張により、許可可能と判断しています。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

これ排水路を作っているんですけど、きちっとしたU字溝を入れて作られるということです。場所は(地図)1ページです。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第5号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第6号農地法第5条の転用でございます。本日の案件は6件でございます。それでは第1項について提案します。

○事務局

議案書39ページをお願いいたします。

---

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

---

## ○事務局

第1項、契約、売買、所在、若菜、地目、田、1筆、面積、266㎡、渡人、東京都町田市の\_\_\_\_\_さん、受人、京都郡苅田町の\_\_\_\_\_さん、申請事由、自己住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の1Pで先ほどの東側です。

(地図により位置説明) こちらの農地区分は、10ha未満の農地で第2種農地、集落接続により許可可能と判断しています。土地の金額は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円です。説明は以上です。

## ○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

これはさっきの4条と関連します。右側が住宅建設。それで水の流れるところがないから、さっきの4条で作られるということです。お審議方お願いいたします。

## ○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案します。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、前津、地目、畑、1筆、面積、462㎡、渡人、筑後市熊野の\_\_\_\_\_さん、受人、八女市室岡の\_\_\_\_\_さん、申請事由、自己住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の2ページ、5条の2と書いています北側のところになります。ことら国道209号線上原々の信号から東へ約600mのところになります。こちらの農地区分は、10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続により例外的に許可可能と判断しています。令和4年8月4日、農振除外が完了しています。土地の価格は、\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円です。説明は以上でございます。

## ○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

すいません。ちょっとまってください。3（項）は、一緒になくていいですか。

○事務局

はい。

○担当委員

ただいまの事務局の説明どおりです。地図は2ページにあります。審議のほうよろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第3項について提案します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第3項、契約、売買、所在、前津、地目、畑、1筆、面積、329㎡、渡人、筑後市熊野の\_\_\_\_\_さん、受人、筑後市長浜の\_\_\_\_\_さん、申請事由、自己住宅兼事業所建設となっています。場所の確認をお願いします。同じく2ページ南側5条の3と書いてあるところです。

こちらの農地区分は、同じく第1種農地、集落接続により例外的に許可可能となります。事業所は、\_\_\_\_\_さんの夫、\_\_\_\_\_氏が家具、主に椅子、受注生産している事業所ということでございます。同じく、令和4年8月4日に農振除外が完了しています。

土地の価格は、\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円、説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明どおりです。上の先ほどの審議された方とは、親子の関係

であって、一つの土地を親子で分けられて家を建てられるっていうふうに聞いています。審議の方よろしくお願ひします。地図は2ページに付いています。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、議案第6号第3項について質問のある方はお願ひします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第4項について提案します。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、議案書40ページをお願いします。第4項、契約、売買、所在、上北島、地目、畑、1筆、面積、210 m<sup>2</sup>、渡人、筑後市上北島の\_\_\_\_\_さん、受人は、筑後市野町の\_\_\_\_\_さん、申請事由、自己住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。

こちら水田小学校の南西約400mのところになります。こちらの農地区分は、10haを超える広がりのある農地で、第1種農地、集落接続により例外的に許可可能です。

令和4年12月28日に農振除外が完了しています。土地の価格は、\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円、説明は以上でございます。

#### ○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

ただいまの事務局の説明どおりでございます。ご審議の程よろしくお願ひします。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はお願ひします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願ひ致します。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第5項について提案します。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第5項、契約、売買、所在、西牟田、地目、田、1筆、面積、1,142 m<sup>2</sup>、渡人、広川町一條の\_\_\_\_\_さん、受人、久留米市国分町の\_\_\_\_\_さん、申請事由、共同住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。こちら一条交差点から西へ約170mのところですか。こちらの農地区分は、10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続で例外的に許可可能です。土地の価格は、\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円、説明は以上です。

#### ○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

ただいまの事務局の説明どおりでございます。ご審議方程よろしくをお願いします。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第6号第5項について質問のある方はお願いします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

#### ○議長

次に第6項について提案します。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第6項、契約、売買、所在、長浜、地目、畑、15筆、面積合計、9,212 m<sup>2</sup>、渡人、筑後市長浜の\_\_\_\_\_さん、ほか11名、受人は、八女市馬場の\_\_\_\_\_有限会社代表取締役\_\_\_\_\_さん、申請事由、宅地造成、事務所・倉庫用地となっています。場所の確認をお願いします。地図の5ページをご覧ください。

八女インター入口から南へ約700mのところになります。こちらの農地区分は、用途地域で第3種農地、原則許可になります。また、用途地域ですので、造成のみで許

可可能、ただし、開発面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため、県の開発許可と同時許可になります。開発区域内の水路、道路は払下げを受け、一部、道路の付け替えがあります。緑のところが、道路と水路の払下げ、オレンジ色のところが付け替えを示しております。

土地の価格は、総額で\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円、説明は以上です。

**○議 長**

それでは担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

3月の19日午前中だったんですけど、申請手続き者の行政書士の方と現地を訪れて確認しました。内容は、道路の付け替え、それと敷地が結構広いのですが、雨水の処理方法、フェンスの高さとか確認をしました。それと書類に地元の水利委員の方の印鑑を押さって確認しました。以上でございます。ご審議のほうよろしく申し上げます。

**○議 長**

それでは説明が終わりましたので、議案第6号第6項について質問のある方はお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することに致します。

暫時休憩いたします。

**○議 長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第7号を提案します。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、それでは議案書42ページをお願いします。

## 議案第7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

農振除外でございます。

---

まず、1. 農用地区域から除外、重要な変更で 5,000 m<sup>2</sup>以下です。処理区分が B-2 になります。

第1項、申出人は西牟田の \_\_\_\_\_ さん、理由は、 \_\_\_\_\_ 事務所に供する。土地の所在地は西牟田、地目は畑、3,822 m<sup>2</sup>のうち 710 m<sup>2</sup>、転用事業者は、 \_\_\_\_\_ さんが経営する有限会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_ さん、地図は6ページでございます。今回からこの地図を前の農振除外の地図がわかりにくいとうご指摘がありましたので、転用と同じふうに作ってみました。整理番号1-1と書いているところでございます。場所は久保団地の北側になります。

続きまして第2項、申出人は前津の \_\_\_\_\_ さん、理由は農産物直売所駐車場用地に供する。土地の所在地は前津、地目は樹園地と山林で、樹園地 1,929 m<sup>2</sup>のうち 460 m<sup>2</sup>、山林が 29 m<sup>2</sup>、面積合計、489 m<sup>2</sup>、転用事業者はご本人で、先に転用許可を受けた直売所の南側になります。

地図の7ページを見ていただくとよくわかると思います。整理番号は1-2と書いたところです。その東側が直売所です。令和4年の11月に許可をいただいた分になります。こちらが、道路の拡幅工事に伴って移転されるというところだったと思います。

続きまして議案書43ページをお願いします。

第3項、申出人は福岡市の \_\_\_\_\_ さん、理由は特定建築条件付売買予定地に供する。土地の所在地は、水田、地目は畑、2筆、面積計、53.08 m<sup>2</sup>、転用事業者は \_\_\_\_\_ さん、地図は8ページでございます。筑後中学校のすぐ北側になりまして、西側に白い1枚農地があると思いますが、そこと合わせて転用予定でございます。

続きまして第4項、申出人は鶴田の \_\_\_\_\_ さん、理由は、貸資材置場に供する。土地の所在地は、北長田、地目は田、1筆、面積は 1,395 m<sup>2</sup>、転用事業者はご本人です。地図は9ページです。 \_\_\_\_\_ のすぐ東側、ご自身が整備して会社に貸すというところになります。

続きまして議案書44ページをお願いいたします。



2. 農用地区域から除外、重要な変更、転用許可を必要としない変更になります。  
第1項 申出人は下妻の\_\_\_\_\_さん、理由は住宅用地に供する。土地の所在地は、下妻、地目は農業用施設用地、1筆、面積は185㎡、地図は10ページをご覧ください。下妻公民館農事集会所から北東に約300mのところになります。整理番号2・1と書いてあるところで、娘さんが細長い土地ですけれども家を建設されると伺っております。

はい、続きまして3の軽微な変更でございます。

第1項 申出人は、江口の\_\_\_\_\_さん、理由は農業用施設に供する。土地の所在地は、江口、田、1筆、3,785㎡のうち、300㎡、転用事業者は、ご本人で、自宅を建て替えておられまして、それに伴い倉庫も解体されることから、農業用倉庫がないために新たに建築されるということでございます。

地図は11ページです。農地の真ん中になりますけれども江口の公民館から北東に約500m、周りの環境からするとここに農業用倉庫が建ってもおかしくないということで松永委員さんからもお伺いしているところでございます。整理番号3・1です。説明は以上でございます。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第7号について質問のある方はお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することに致します。

次に議案第8号について提案します。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書45ページをお願いいたします。

---

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る標準処理期間の設定について  
でございます。

---

根拠法令は、農地法第3条第1項、標準処理期間はこれまでと同じ、30日で変更はありません。

説明は以上でございます。

## ○議長

議案第8号について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第8号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第9号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、議案書の46ページをお願いいたします。

---

**議案第9号 農業委員会等に関する法律第37条に基づく事務の実施状況の公表について** でございます。

---

皆さまに資料をお配りしておると思っておりますけれども、別紙1のですね、こういうカラーでちょっと黄色のところがあるやつでございます。こちら6ページまでございます。両面で印刷したやつをですね、ご覧いただきたいというふうに思います。こちらは昨年もですね、ご提案をさせていただいた前年度のですね、令和4年度の事務の状況についての公表についてでございます。概要ですけれども、まず1ページは農業委員会の状況を書いてございます。黄色のところがあると思っておりますが、まあ今後いくつか黄色が出てきますけれども、この部分がですね現在農地の集積等についてですね、今現在農政課の方で集計中でございます。今入ってる数字は一個前の年の実数になっておりますので、これから少し動くということですね、ご理解をいただいて数値が確定しましたらですね、この数値で4月末までに公表することになっておりますので集計され次第ですね、公表をさせていただきたいというふうに思います。2ページを

ご覧ください。2ページがですね、最適化活動の実施状況ですね。1年間皆様方にお世話になりまして最適化活動をお願いしております分の成果の目標とか結果の部分でございます。先ほど言いましたように集積の部分になりますので、こちら集計が終わりましたら入れていきたいというふうに思います。2ページの下段ですね。遊休農地の発生防止・解消のところでございますが、昨年度は8月から9月にかけて暑いなか耕作放棄地関係の現地調査ありがとうございました。その部分の集計でございます。3ページを見ていただくと③に実績というふうに書いてございます。そこで緑部分の遊休農地の解消実績面積が0.5ha。1haを目標としていましたので50%はなつたと。ということで遊休農地は転用の部分でかなり解消したんですが、こちらにあげるのは転用を除いた部分をあげなさいということですので、ちょっと少ない数字になっておりますけれどもこういう形になってございます。下段の新規参入の促進でございますが、令和4年度は一番右のところ5経営体で、1.5haの新規参入があつてございます。今後も農政課とともにこういう新規参入の方ですね、今日も新規就農者の方たくさん見られましたけど、その方たちがうまく成果を出せるように農政課とともにアドバイス等をしていきたいと思つています。4ページをお願いします。2番に目標日数が書いておりまして、月に6日以上を設定するようにと昨年度もお話したと思つています。今日3月分をいただきましたので、大体途中で集計していたところ4.7日くらいは、皆さん平均するとですね、していただいております。少しお話を伺つておりますと、途中ちょっと書いとらんところもあるとかちゆうこともありますので、令和5年度は詳しく忘れないように書いていただければというふうに思つています。またこの後にですね、その他の協議事項のなかでお話をさせていただきますけれど、この活動した結果を公表するというようなことになっておりますので、令和4年度は最初の年でしたので少し書き漏れとかもあつたと思つていますが令和5年度以降はですね、極力活動されたときには書いていただけると良いかなというふうに思つています。5ページですね、新規参入相談会への参加ということで一回ですね、角委員さんともに行つて参りました。角委員さんの方からきちんと説明をいただきまして、それプラス農業者年金の推進部長さんでもありますのでそちらのほう、あと制度、それと営農にかかる部分の心構えとかそういう部分もですね、先輩就農者としてご指導をいただいたところでございます。昨年までコロナとかの関係もありましたので、なかなか思うような活動を出来ませんでしたけれども一度はきちんと説明をしていただけましたので、次年度以降もこうい

う形で参画をしていきたいというふうに思います。一番最後の6ページですね。こちらの方が総会が何回あったとか、3条に基づく許可が56件あっております。転用に関しては108件あってございます。違反転用への対応というところでこちらのほうに書いておるところでございます。こちらのほうを先程申しましたけれども、集計が終わり次第ホームページへ公開をしていきたいと思いますので今回はこれを基に議案としてあげさせていただいているところでございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

それでは説明が終わりました第9項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第9号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

議案第10号選考委員の推薦、事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

はい。議案を47ページをお願いいたします。

---

#### 議案第10号 筑後市農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について

でございます。

---

農業委員の改選に伴う選考委員会において農業委員さんから2名選出をお願いするものでございます。今期で解任される委員さんから2名をお願いをしたいというところ、推薦いただいた委員さんには令和5年4月10日から令和8年4月9日までの3年間の任期をお願いをしたいというふうに思っております。改選に伴う推薦応募状況につきましては市のホームページでもう既に公表をしておりますけど、今期で退任される予定の委員さんは番号順に吉田委員さん、角委員さん、中村浩章委員さん、北原委員さん、城戸慎吾委員さん、古賀委員さん、坂本会長の7名となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは事務局の説明が終わりました。今度農業委員を辞められる方で良かったら皆様方の推薦をお願いしたいと思いますが。

○委員（8番）

やっぱりですね、年配の方が。会長も大丈夫なんですよ、会長と北原委員が適任じゃないかと思います。

○議 長

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。無いようでしたら今の角委員さんの意見で、わたくしと北原委員が良いと思う方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

はい。それでは全員賛成でございますので、そうさせていただきます。

本日の案件は、これですべて終了致しました。

これをもちまして第34回農業委員会を閉会致します。

午後3時54分 閉会